

蓮田南小学校
いじめの防止等のための基本的な方針



蓮田市立蓮田南小学校

令和7年4月改訂

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

＜いじめを防止するための基本となる方向性＞

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子供に、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

子どものいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる
- いじめは人権侵害であり、絶対に許されない
- いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい

(2) いじめの防止等に向けた方針

- あらゆる教育活動を通じ、だれもが・安心して・豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 子供が主体となって、いじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう、指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも・どのクラスにも・どの子供にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぐよう努める。もし、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、保護者・地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、いじめの問題に対して組織的に取り組む。
- 相談窓口を明示するとともに、児童・生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を充実するなど、学校組織をあげて児童・生徒一人一人の状況の把握に努める。

蓮田南小学校では、これらのいじめの基本認識及びいじめ防止に向けた基本的な考え方にに基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の3つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 児童の規範意識の向上
 - ・豊かな心の交流ができるようにするためのあいさつ運動の実施。
 - ・蓮田南小のきまりの徹底。
 - ・場を浄めるための清掃活動の徹底。
- (2) 道徳教育・人権教育の充実
 - ・人権週間の取り組み
 - ・自他の存在を尊重する態度を養うための道徳教育の推進
- (3) 児童理解の深化
 - ・個に応じた支援・指導の充実
 - ・先生と児童の1対1の対話を大切に、児童一人一人の心に向き合う
- (4) 児童の居場所づくりの推進
 - ・一人一人の児童が輝く場を設定し、良さや可能性の伸長を図る
 - ・話し合い活動や集団活動を通して、集団の中で自己を生かす能力の育成を図る。
- (5) 児童自らがいじめについて学べる取組の推進
 - ・各学級で、いじめ撲滅宣言を行う
 - ・児童会活動で、いじめ防止集会を行う。
- (6) 情報モラル教育の推進
 - ・情報モラル教室を実施する。
 - ・児童が携帯電話等でのトラブルに巻き込まれないよう、学級懇談会等で携帯電話を使用するルールを各家庭でつくるよう促す。

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 定期的なアンケートの実施
 - ・全校児童を対象に生活振り返りアンケート（いじめの内容を含む）を、学期に1回実施する。
- (2) 日常的な生活の中でのいじめに係る情報の把握
 - ・日記や日常のちょっとした会話の中で得たいじめの兆候については、学年や生徒指導主任等と情報共有し、対応にあたる

(3) いじめに係る相談体制の整備

- ・ 個人面談や希望の教育相談日を設け、保護者からの情報収集にあたる。
- ・ 児童や保護者が抵抗なく相談できるように、学級担任、養護教諭、学年主任、教務主任、スクールカウンセラー等を教育相談窓口として情報を収集する。
- ・ 市、県、関係機関等が設置している相談機関・通報窓口の周知に努める。

(4) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築

- ・ 民生委員との懇話会や学校評議員会等を通して、いじめに係る情報を収集する。

6 いじめの早期解消のための取組

児童や保護者からいじめに関する相談や訴えがあった場合は、事実関係を確認し、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から適切に対応する。

(1) 事実の確認と児童の安全確保

- ・ いじめと疑われるような兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ・ いじめられていると疑われる児童の安全を確保する。

(2) 教育委員会への報告及び関係児童の保護者への連絡

- ・ いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、直ちに校長に報告する。
- ・ 校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、情報共有するとともに対応を協議する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長は、その結果について蓮田市教育委員会に報告する。
- ・ いじめられた児童及びいじめた児童双方の保護者に事実を説明する。

(3) いじめられた児童とその保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童が安心して学校生活等が送れるよう、児童本人に支援を行うとともに保護者に対しても必要な支援を継続的に行う。
- ・ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

(4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめを行った児童に対する指導を的確かつ迅速に行う。さらに、学校が行った指導が充分浸透するよう、保護者に対しても必要な内容の助言を与えるとともに、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る。

(5) いじめが起きた集団への指導

状況に応じて、以下の指導を行う。

- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと同様であることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正しい行動であることを理解させる。
- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級や学年、学校全体の問題としてとらえさせることで、いじめの傍観者としての立場から脱却し、いじめを抑止する立場への転換を促す。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することなく、いじめを受けた子供及びいじめを行った子供を日常的に注意深く観察する。いじめが解消している状態とは、

- ・いじめを受けた子供に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。
- ・いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないと認められること。

とする。

7 いじめ防止等のための組織の設置

学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

本組織の構成は、本校の生徒指導委員会を母体とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭とする。

また、事案に応じて学級担任やクラブ・委員会活動指導に関わる教職員等も加える。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー等心理や福祉の専門家の参加を図る。

「いじめ防止対策委員会」は、学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織とする。

より実効的ないじめの問題の解決に資するとともに、いじめの相談、通報の窓口としての対応及び教職員間の共通認識の促進、保護者や地域との連携、いじめに係る指導や支援の体制、対応方針の決定等を行う。

また、実際にいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が発生したときの調査をする組織の母体とする。

8 重大事態への調査・対処

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、蓮田市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。